

## 学生・医療従事者等の病院見学の受け入れ基準の変更について

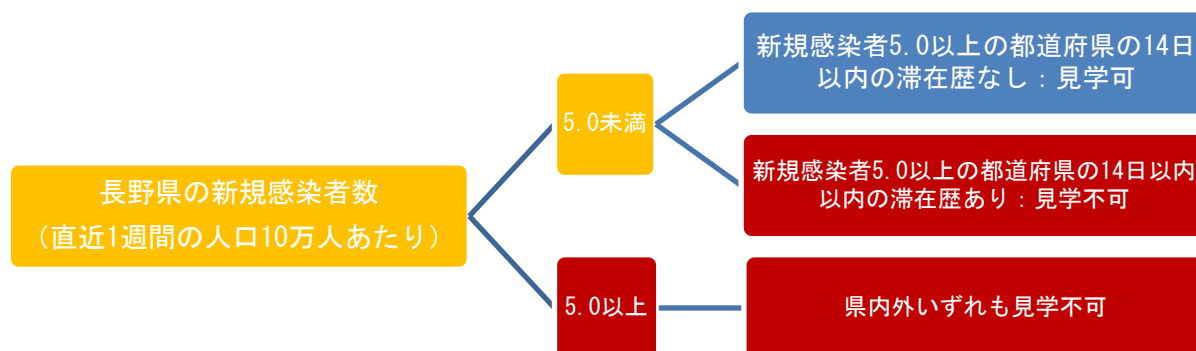
新型コロナウイルス感染症対策本部

当院における学生・医療従事者等の病院見学の受け入れについて以下のように変更します。

## 見学受け入れの基準

- 長野県の直近1週間の人口10万人あたりの新規感染者5.0未満の場合
    - 14日以内に直近1週間の人口10万人あたりの新規感染者5.0以上の都道府県の滞在<sup>\*1</sup>がない場合は見学可能。
    - 14日以内に直近1週間の人口10万人あたりの新規感染者5.0以上の都道府県の滞在<sup>\*1</sup>がある場合は見学不可。
  - 長野県の直近1週間の人口10万人あたりの新規感染者5.0以上の場合は県内外いずれも見学不可
- \*1 滞在歴：交通機関の通過や乗り換えは含まない

※ ただし、見学者が新型コロナウイルスワクチン2回接種後7日後から6ヶ月までは上記の基準を満たさなくても受け入れ可能とする。



## 受け入れの基準を満たしても見学できない者

- 来院前14日間に発熱、咳、鼻水、咽頭痛、嗅覚・味覚障害などの新型コロナウイルス感染症を疑う症状がある者
- 来院前14日間、新型コロナウイルス感染症罹患者と濃厚接触した者

## 見学の手順

- 本基準に則り見学を行う。
- 見学者は、見学前1週間は検温および体調確認を行う。
- 見学当日は担当部署で“来院者チェックリスト”を記載する。
- 見学中は不織布マスクを着用する。(マスクは見学者が用意する。不織布マスク以外は不可)
- 見学中はアルコールによる手指衛生を適宜行う。

本件担当：感染制御室（内線 6511）